



2022年5月31日

各位

会社名 株式会社 ホープ  
 代表者名 代表取締役社長兼CEO 時津孝康  
 (コード番号: 6195 東証グロース・福証Q-Board)  
 問合せ先 取締役 CFO 大島研介  
 (TEL. 092-716-1404)

**定款一部変更に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年6月30日開催予定の第29回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

現行定款の一部を次のとおり改めたいと存じます。

1. 定款変更の理由

当社グループのエネルギー事業からの撤退に伴い、目的から「電気の供給に関する業務」を削除するとともに、「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
(目的)	(目的)
第2条 (条文省略)	第2条 (現行どおり)
(1)～(7) (条文省略)	(1)～(7) (現行どおり)
<u>(8) 電気の供給に関する業務</u>	(削除)
(9) (条文省略)	(8) (現行どおり)
(10) (条文省略)	(9) (現行どおり)
(11) (条文省略)	(10) (現行どおり)
(12) (条文省略)	(11) (現行どおり)
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	(削除)
第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従	

<p><u>インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p>
	<p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(附則) ※2022年6月30日制定分</p>
	<p><u>第1条 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>第2条 前条の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>第3条 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前条の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月30日(木曜日)

定款変更の効力発生日 2022年6月30日(木曜日)

以 上